

葛飾区空き家等対策協力事業者登録制度実施要領

令和5年4月1日
5葛都住第125号
都市整備部長決裁

(制度の目的)

第1条 この要領は、葛飾区（以下「区」という。）が実施する空き家等相談事業において、相談者からの相談内容に即した業務の提案をし、適正に業務を実施する事業者を登録し、登録情報を公表し、相談窓口において提供することなどにより、空き家等対策をより効果的に推し進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、次のとおり定義する。

- (1) 協力事業者 第6条に規定する登録を受けた事業者
- (2) 空き家 居住その他の使用がされていない建築物で葛飾区内に存するものをいう。
- (3) 空き家等 空き家及び将来的に空き家になる見込みがある建築物で葛飾区内に存するものをいう。

(登録要件)

第3条 協力事業者は、次の各号の事項の全てに適合する事業者とする。

- (1) 区の入札参加資格を有する事業者又は空き家等対策事業の業務実績を有する事業者
- (2) 本制度の目的に賛同し、空き家等対策事業を通じた社会的貢献を目指す事業者
- (3) 葛飾区内に本店又は支店を置く事業者
- (4) 事業を所管する法律・条令等の法令に違反し所管行政庁の処分を受け又は禁固刑以上の刑罰に処せられている場合、その終了日から2年を経過していない事業者ではないこと
- (5) 第11条に基づき登録を解除された日から1年を経過していない事業者ではないこと
- (6) 事業者が法人である場合、その代表及び役員が前2号に掲げる要件に適合すること

(登録申請)

第4条 登録の申請をしようとする事業者は、登録申請書（別紙様式）に必要事項を記載し、別に定める添付書類等を添えて、葛飾区長宛に提出するものとする。

(審査及び登録の拒否)

第5条 区は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、登録要件を満たしていると認められる場合は、これを登録するものとする。

2 区は、前項の審査の結果、次の各号に該当すると認められる場合は、登録を拒否するものとする。

- (1) 第3条の要件を満たしていない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により前条の申請を行った場合
- (3) その他協力事業者としてふさわしくないと認められる場合

(登録の方法)

第6条 区は、前条に基づく登録を、協力事業者登録名簿（別紙様式）に登載することにより行う。

2 登録事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録業務の分野
- (3) 協力事業者名及び代表者名
- (4) 事業所の所在及び連絡先電話番号
- (5) 営業地域
- (6) 登録業務の主任担当者
- (7) その他特記事項

(協力事業者情報の公開)

第7条 区は、第5条の登録を受けた協力事業者について、登録事項について、ホームページ等で公表するものとする。

(協力事業者の遵守事項等)

第8条 協力事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者が希望する業務内容に誠実に対応すること。
- (2) 業務を実施する際に、業務内容等について十分説明し、相談者の理解と同意を得た上で業務に着手すること。
- (3) 業務内容について、書面による契約書を取り交わすこと。
- (4) 誓約書に定められた事項を遵守すること。

2 協力事業者は、空き家等相談窓口を経由して受けた業務について、その成果等を業務報告票（別紙様式）により、区及び空き家等相談窓口に報告するものとする。なお、業務報告は次の各号に掲げる頻度で行うものとする。

- (1) 毎月10日まで
- (2) 相談者との間にトラブルが発生した場合

3 区及び空き家等相談窓口が報告を求めたときは随時報告するものとする。

(区の役割)

第9条 区は、協力事業者情報を公表すると共に、空き家等相談の際に、相談者からの要望に応じて、協力事業者の紹介を行うものとする。

(登録事項の変更)

第10条 協力事業者は、第6条の登録事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から速やかに区長に変更届(別紙様式)に必要な書面等を添付して、届け出なければならない。

2 区は、前項の届出があった場合は、その内容を確認のうえ、登録事項の変更を行うものとする。

(登録の解除)

第11条 区は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、登録の解除を行うものとする。

- (1) 協力事業者から、登録解除申請(別紙様式)が提出された場合
- (2) 協力事業者が、第3条各号に掲げる登録要件のいずれかに不適合となった場合
- (3) 協力事業者が、第8条に違反しかつその改善に誠実に対応しない場合
- (4) その他協力事業者が登録事業等について不誠実な行為により本制度の目的に適さないと認められる場合

(損害賠償責任の免責)

第12条 区は、登録された情報及び協力事業者が実施する業務について、協力事業者や第三者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとする。

2 区は、協力事業者と相談者の間で生じた紛争について、任意の仲裁・調停等を一切行わないものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。